は、その端数を切り捨てた額)とする。」に改める。

本則に次の一項を加える。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例

るときは、給料月額の百分の四・五に相当する額 (その額に一円未満の端数があるとき

かじめ人事委員会の承認を得て定める額」を「その額が給料月額の百分の四・五を超え

第二項中「職務の級の最低の号給に達しない給料月額を受ける職員にあつては、あら

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

人委規則

目

次

Щ

山口県人事委員会規則第二号

のように改正する。

П

平成十八年三月三十一日

Щ 県 人 事 委

員

会

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

毎週火・金曜日発行

3月31日

(金曜日)

平成 18 年 与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十七年山口県条例第百四号) 附則第十

## よる給料の額との合計額の百分の二十五」とする。 する条例 ( 平成十七年山口県条例第百五号 ) 附則第十四項から第十六項までの規定に 六項から第十八項まで又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正

同項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給

険課」に、「 高齢保健福祉課」を「 長寿社会課」に改め、「 二 ( 」の下に「企画監、」 別表第一大学の項及び男女共同参画相談センター の項を削り、同表健康福祉部医務 健康増進課及び高齢保健福祉課の項中「健康福祉部医務課」を「健康福祉部医務保

							_
する」を「薬剤師、理学療法士並びに放けセンターの項中「、理学療法士」を削り、	加速を表現している。   加速技士(管理職手当を支給する職に   加速技士(管理職手当を支給する職に   加速技術を表現して、	研究センターの項中 細菌技士(管理協院検査技師、協議を持続を	専任のと畜検査員及び専任の食鳥検査	細菌技士臨床検査技師、衛生検査技師及び病理	保健所の項中 病理細菌技士 病理細菌技師、衛生 に 診療放射線技師、診療	を加え、「は核検診及び成人病検診の業務に従事を加え、」は核検診及び成人病検診の業務に従事	
射性同位元素診 () 放射性同位	_	る者を除く。) 菌技士(管理職手当を支給する職に   床検査技師、衛生検査技師及び病理	五	_	衛生検査技師及び二	(エックス) 一	
療棟において診療に付随する」元素診療棟において診療に付随	に改め、同表総合医療		におめ 同君母は仏像		<u></u> е	を削り、	
る 付 」 随	医 療	を	년 (6	₹ <b>‡</b>		同 表 ————	

船の項を次のように改める。

児童心理司

を削り、

同表漁業取締

同表このみ園の項中

十六項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用について る条例の一部を改正する条例 (平成十七年山口県条例第百五号) 附則第十四項から第 第百四号)附則第十六項から第十八項まで又は一般職に属する学校職員の給与に関す

を「薬剤師及び総看護師長」に改め、同表育成学校の項中「二(」を「三(」に、「、 に改め、同表静和荘の項中「静和荘」を「こころの医療センター」に、「総看護師長」

三」を「、四」に改め、同表知的障害者更生相談所の項を削り、

六

級

一、二〇〇円

七

級

100円

九

級

四

四〇〇円

八

級

七00円

別表第一

校業能力開発 る職にある者を除く。) 職業訓練指導員 (管理職手当を支給す

所 家 畜 保 健 衛 生 畜産試験場 農業大学校 漁業取締船の項の次に次のように加える。 獣医師 る。) 獣医師(育成業務課に勤務する者に限 を支給する職にある者を除く。) 実習指導を担当する技師(管理職手当 二)
一・五(山口県中部家畜

別表第二 調整基本額表

を削り、5を4とし、6を5とする。 別表第二を次のように改める。

別表第一警務部警務課の項、警察署の項及び警察警備船の項を削り、

同表の備考中4

行政職給料表

; ;		3				
職務の級	の 級	調	整	基	本	額
_	級	六、五〇〇円				
=	級	八、五〇〇円				
Ξ	級	九、六〇〇円				

Щ

兀

級

Ó

||00円

五

級

Ó

六〇〇円

職務	職務の級	調	整	基	本
_	級	六、九〇〇円			
=	級	100円			
Ξ	級	0、六00円			
四	級	111、100円			
五	級	一二、八〇〇円			
六	級	四、  00円			

Ξ 海事職給料表

九	八	七	六	五	四	Ξ	=	_	職務の級
級	級	級	級	級	級	級	級	級	の級
三、   〇〇円	一二、五〇〇円		一一、六〇〇円	、  00円	0、六00円	九、四〇〇円	八、七〇〇円	七、九〇〇円	調
									整
									基
									本
									額

二 公安職給料表

					六						五			
四	Ξ	=	_	職務の級		四	Ξ	=	_	職務の級		五	四	Ξ
級	級	級	級	の 級	職給	級	級	級	級	の 級	職給	級	級	級
九七	九	V	六		医療職給料表	五	四四	=	Ó		医療職給料表	四四		Ó
七00円	一〇〇円	000円	一〇〇円	調	<u></u>	五〇〇円	五〇〇円	一〇〇円	八〇〇円	調	, ,	六〇〇円	七00円	九〇〇円
				整						整				
				基						基				
				本						本				
				額						額				

					J		
調	整	基	本	額			六
八、000円							t
九、三〇〇円							備
一〇、九〇〇円					l	,七	医
11、七00円							職
一回、六〇〇円							_
					_		

級

四

研究職給料表

職務の級

四	Ξ	П	_	職務の級
級	級	級	級	の級
三、二〇〇円	つては、一二、二〇〇円)	、  〇〇円	九、〇〇〇円	調整
	)			基
	の備考□に定める			本
	る学校職員に			額

八									t				
	七	六	五	四	≡	=	_	職務の級		備考	七	六	五
I職 給	級	級	級	級	級	級	級	の級	職給	この	級	級	級
教育職給料表()	、六〇〇円	、六〇〇円	10、四00円	10,000円	九、七〇〇円	九、四〇〇円	八、000円	諨	医療職給料表色	この表は、学校職員については、		田〇〇三、11	一〇、五〇〇円
								整		いては、			
								基		医療職給料表と読み替えて適用する。			
								本		質えて 適用する。			
								額					

九

教育職給料表

職務の級	級	調	整	基	本	額
_	級	八、四〇〇円				
=	級	一〇、九〇〇円				
Ξ	級	つては、一一、八○○円)	〇円) 校職員給与条例	別表第三口の備	考二に定める学	校職員にあ
四	級	八〇〇円				

## 則

## (施行期日)

- (経過措置) この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。
- 乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年 その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を う。) のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員 給料の調整を行う職を占める職員 ( 次項において 「 給料の調整額適用職員」とい 与条例」という。) 第八条又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例 (昭和) ときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数がある 勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和四十六年山口県条例第三十号。以下 口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。) 第二条第二項又は学校職員 にあっては、その額に職員の勤務時間、 法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。) 第十条の規定により 学校職員勤務時間条例」という。) 第三条第二項の規定により定められたその者の 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給 改正後の給料の調整額に関する規則第二項の規定による給料の調整額のほか、 休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山

山

П

- 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで「百分の二十五
- 該各号に定める額をいう。 前項に規定する「経過措置基準額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当
- おいてその者に適用されていた調整基本額 続き給料の調整額適用職員 ( 第三号に該当する職員を除く。 ) である職員 この規則の施行の日 (以下この項において「施行日」という。) の前日から引き 同日に
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員 ( 次号に該当する職員及 ならばその者に適用されることとなる調整基本額 る規則 ( 次号において「改正前の規則」という。 ) 第二項の規定を適用したとした ることとなる給料表、 の学校職員給与条例及びこれらに基づく規程の規定により同日にその者に適用され 定による改正前の職員給与条例又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の 関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第百四号)第二条の規 の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 部を改正する条例(平成十七年山口県条例第百五号)第二条の規定による改正前 職務の級及び号給を基礎として改正前の給料の調整額に関す 施行日
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員 ( 施行日以後に新たに る調整基本額 て改正前の規則第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとな 合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎とし 調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場 新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに給料の 当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に 給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該
- 給料表の適用を異にする異動をした場合
- その他人事委員会が別に定める場合
- 職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職 員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前二号の規 関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者であっ 員のうち人事委員会の定める者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に 定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額 た者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、 国家公務員、国家公務員退

(その他

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

百分の五十

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

百分の百

Щ

П

定める。4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、人事委員会が4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、人事委員会が

平成十八年三月三十一日発行平成十八年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)